

JForest

森林・林業・山村 未来創造運動

～次代へ森を活かして
地域を創る～



平成27年10月

JForest 全国森林組合連合会

JForest 森林組合綱領

—私たち森林組合のめざすもの—

私たち森林組合は、地域の森林管理主体として、地域の森林を協同の力で育て守り続け、森林環境保全と林業発展を通じて、地球温暖化防止へ貢献するとともに、水源の保全、国土の安全、健全な森林環境と良質の木材を国民へ提供しながら、健康で安心、豊かな住生活を支えていくことを使命とします。

私たち森林組合の組合員・役職員は、こうした使命を自覚し、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主・自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、平和とより民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、私たち森林組合の組合員・役職員は、次のことを宣誓し、責任を持って行動します。

- 一、^{もり}森林の恵みに感謝し、地球環境保全のため、豊かな^{もり}森林を未来に引き継ごう。
- 一、^{もり}森林を守り育て、林業と山村を活性化しよう。
- 一、JForest森林組合への積極的な参加によって、協同の力を発揮しよう。
- 一、自主・自立、民主的運営を基本に、開かれた組合経営を目指そう。
- 一、協同の理念と誇りある仕事を通じて、共に生きがいを追求しよう。

目次

I . 森林組合系統運動の経過と現状	2
1. 系統運動の意義	
2. これまでの運動の成果と課題	
II . 今回取り組む系統運動の概要	3
1. 基本方針	
2. 運動期間	
3. 目的	
4. 実施項目	
III . 取組内容および成果指標	4
1. 施業の集約化と先進技術の活用等による効率的な事業基盤の整備	
2. 系統のスケールメリットを活かした国産材安定供給体制の構築	
3. 組合員・社会に信頼される開かれた組織づくり	
IV . 運動推進要領	8
1. 運動推進体制	
2. 運動の進め方	
3. 成果指標集計様式	
参考資料	16
1. 森林組合活動21世紀ビジョン3rdステージ 「国産材の利用拡大と森林・林業再生運動」平成26年度実績	
2. 森林組合活動21世紀ビジョンの全体総括（概要）	
3. 運動方針の検討経過	



1

系統運動の意義

JForest 森林組合系統の運動方針は、全国の森林組合系統関係者が協議の上、おおむね5年に1度、森林組合系統の今後の取組方針・方向性を打ち出すもの。

この意義は、森林所有者、森林組合、都道府県森林組合連合会（以下、県森連）、全国森林組合連合会（以下、全森連）が一つの方向性に向かって団結することにより、大きな力を生み出すことにある。たとえば、素材生産・販売をとってみても、一人の森林所有者ではわずかな数量しか生産・販売できなくても、森林組合、県森連が量を取りまとめて販売することで、数量や価格面で有利な販売を行うことも可能になる。

森林組合全体では、組合員所有森林は民有林面積の3分の2に当たる約1,100万ha、林産事業量は平成26年度において529万 m^3 となっている。こうした日本の林業の中核である森林組合系統が一体となって、各地域レベルで、どの品質の材をどのくらい生産し、それを誰がどのように販売するといった明確な戦略を定めることが重要である。それに基づいて組合員所有森林を中心として施業の集約化を図り、現場技能者の育成や機械化を進め、主伐・再造林を含めた的確な施業を実施し、事業量の拡大と施業コストの低減を図る。こうした取組により、組合員の利益の向上が実現される。

組合員のための組合として、その協同の力が最大限発揮されるよう、関係者が一丸となって系統運動に取り組むことが必要である。

2

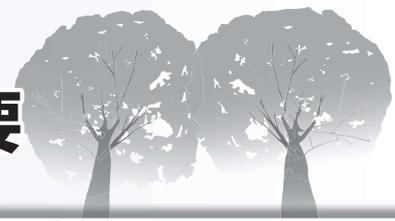
これまでの運動の成果と課題

平成23～27年度の運動方針は、森林組合活動21世紀ビジョン（平成11年11月）、森林組合改革プラン（平成14年11月）の流れを汲むもので、21世紀ビジョンの3rdステージに位置づけられている。

具体的な成果として、林産事業量は平成21年度に335万 m^3 であったものが、26年度には529万 m^3 と158%にまで伸長しており、27年度目標564万 m^3 の94%と概ね順調に進捗している。ただし、15都道府県が27年度目標を上回る実績を上げる一方で、低調にとどまっている県域もあり、ばらつきが大きい。

同様に森林経営計画の作成や森林施業プランナーの育成についても、進捗する県域と低位の県域があり、県域ごとの差が大きい状況である。

上記課題の要因として、運動方針が全ての県森連、森林組合に浸透する（腹に落ちる）ものになっておらず、取組へのモチベーションが上がらなかったことが挙げられる。



1 基本方針

近年の林業政策としては、『日本再興戦略』改訂2015や「農林水産業・地域の活力創造プラン」等において、林業の成長産業化が位置づけられ、国産材の安定供給や地球温暖化対策の必要性が謳われる等、林業にこれまで以上の追い風が吹いている。

特に、利用期を迎えた豊富な森林資源を背景に、新たな需要への対応を含めた国産材の利用拡大や施業集約化等による林業の大幅な低コスト化などを推進していく上で、地域の森林整備・木材生産の中核として森林組合系統の果たすべき役割が広がり、その期待も非常に大きなものとなっている。

平成28年度を始期とする新たな系統運動方針においては、基本的には前運動の方針を引き継ぐが、各県森連や森林組合は、自らの置かれた環境を分析して、今後の目標設定や方針策定を行うこととし、運動の実効性を上げることに新たにに取り組むこととする。

具体的には、地域で情勢は大きく異なり、森林組合個別の環境も異なることから、それぞれの環境分析を踏まえて、5年後に目指すべき姿を描いた上で、各森林組合の自発的な取組を盛り込むことにより、自身の「腹に落ちる」運動展開につなげる。そのため、全国一律の目標項目を必要最小限とし、各地域の実情に即した内容を取り入れる。

なお、運動期間において国の政策等に大きな変更があり、それによって森林組合に期待される役割が大きく変化するような場合は、運動方針の内容についても必要に応じて見直す等の対応を行うものとする。ただし、協同組合としての本質的な意義に関わる部分については変更しない。

2 運動期間

平成28～32年度（5年間）

3 目的

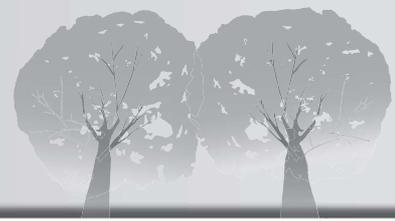
森林組合系統は、系統運動を通じて、地域の実情に応じた林業経営および森林管理の理念・方針を確立し、以下3点を実現することを目指す。

- 効率的かつ安定的な林業経営による、組合員の経済的利益の向上
- 林業・関連産業の活性化による、地域社会の活力創造
- 森林の持つ多面的機能の高度発揮による、国民生活への貢献

4 実施項目

上記目的を達成するために、新たな系統運動では、以下3点の実施項目を設定する。

- 項目1：施業の集約化と先進技術の活用等による効率的な事業基盤の整備
- 項目2：系統のスケールメリットを活かした国産材安定供給体制の構築
- 項目3：組合員・社会に信頼される開かれた組織づくり

項目
1

施業の集約化と先進技術の活用等による効率的な事業基盤の整備

組合員の森林を軸として、施業の集約化と先進的な技術の活用等に取り組むことで、造林・生産コストの低減を進め、持続的かつ効率的な事業展開を目指す。

① 施業集約化の推進

組合員の所有林から効率的・計画的に木材を生産し、利益還元を行いつつ木材の安定供給を進める手段として、森林経営計画の作成を始めとした施業集約化を進める。

② 認定森林施業プランナー育成

組合員に対して施業集約化・森林整備の提案を行う人材として認定森林施業プランナーの育成を進めるとともに、組織として集約化を推進する体制を構築する。

③ 生産性の向上と低コスト林業

路網の整備と高性能林業機械の活用による効率的な作業システムの構築、伐採と造林の一貫作業システムやコンテナ苗等の先進的な技術の活用等により、森林作業の生産性を高める。また、各地域で木材需要の変化を見据えつつ、地域に合った生産目標、造林樹種、育林体系等低コスト林業の姿を構築する。

④ 再造林の確実な実施

造林班の確保、伐採量に応じた苗木の生産・調達、獣害対策、花粉症対策苗木の活用、民間事業者との連携等を進め、主伐地に対する確実な再造林を行い、次代に向けて日本の森林の若返りを推進する。

⑤ 行政機関との連携

都道府県や市町村との連携を強化して、公有林を含めた施業集約化や林道整備、森林所有者による管理が行われなくなった森林の管理主体等の対策を進める。

⑥ 安定財源の確保

以上の取組を推進するために、地球温暖化対策など森林の持つ多面的機能に対する国民の理解醸成を図り、森林管理・整備に対する安定的な財源の確保を実現する。

<成果指標>

全国統一成果指標：

森林経営計画面積、森林施業プランナー認定者数、新植面積、間伐面積（切捨・利用）、主伐面積

県森連・森林組合成果指標の例：

素材生産の生産性、林産・再造林・保育費用、森林作業道作設距離、高性能林業機械導入台数など

項目 2

系統のスケールメリットを活かした国産材安定供給体制の構築

項目1による事業基盤を活かして事業量を拡大する。特に木材生産については、製材工場等の需要者が求める素材を県内または県域を越えて安定供給することで量の力を活かして価格交渉力を高め、組合員の経済的利益の向上を実現する。

①消費者対策

‘ウッドファースト社会’実現のため、全森連、県森連、森林組合それぞれにおいて、木材関係団体と連携して、消費者等に対して国産材（建材・燃料・木工品等）を利用することによるメリット等を積極的に発信し、需要拡大につなげる。また、行政機関に対して公共建築物等における木材利用を働きかける。

②需要者ニーズへの対応

地域の年齢構成を踏まえ、A材からD材（燃料材）まで需要者ニーズ（量・質）を的確に把握し、需要に対応した戦略的・計画的な生産・販売に取り組むとともに、主伐再造林を含めた生産性の高い事業を実施することで事業量を拡大する。また、販売先の多様化を目指して、輸出を含めた原木・半製品の新たな販路を開拓する。

③系統材の取りまとめ

県森連を中心に、地域および広域の系統材を取りまとめ、販売力を高めることで、適正な木材価格を実現する。また、ストックヤードの設置等による物流の効率化に取り組む。

<成果指標>

全国統一成果指標：

素材生産量、素材生産量のうち連合会を通じた販売量

県森連・森林組合成果指標の例：

用途別素材生産量、共販所取扱量など

Ⅲ. 取組内容および成果指標

項目 3

組合員・社会に信頼される開かれた組織づくり

森林組合は、組合員のための組織であるということを強く意識した上で、組合員が求めるサービスを効率的に実施し、組合員の経済的利益の向上を追求することを主眼に置いて事業を進める。また、社会に対しても、森林の多面的機能の発揮等に係る森林組合の貢献について、広く理解を得られるよう情報発信を行う。

そのために組織体制の強化を図り、経営に当たっては、法令のみならず幅広く社会規範を遵守するとともに、組合員に対する透明性が確保されるよう取り組む。

①コンプライアンス態勢強化

コンプライアンス態勢を強化するため、コンプライアンス研修等を通じて役職員の意識・能力の向上を図る。また、職務分掌の整備、内部監査の実施、員外監事の登用等監査機能の高度化等により内部統制（ガバナンス）を強化する。

②組織体制確立

内部統制を強化し、的確な事業を実施するため、組合長もしくは代表権を有する理事の常勤化や、経営体制および地域の実情等を踏まえた広域合併の推進、事業規模に見合った人材の確保・育成を進める。また、業務執行体制の活性化を図るため、組合や地域の実情に応じて役員定年制や幹部職員等の実践的な人材の理事登用等を進める。

③組合経営動向の点検・フォロー

森林組合の経営の安定を図るため、県森連を中心に、関係機関と連携して森林組合の経営動向を点検、フォローする仕組みを構築する。

④人材育成

職員の能力向上、事業の継続性の確保および組合員からの信頼確保のために人材の育成に努める。具体的には、森林組合監査士や認定森林施業プランナーを始めとした各種研修への参加および資格取得を進める。現場作業に携わる者においては、フォレストリーダー等の研修参加を通じて、現場作業・設計・監理能力の向上を図る。

⑤現場技能者の地位向上・安全対策

現場技能者の人材確保に向けて、待遇改善等の地位向上に努めるとともに、安全具の装着徹底等労働災害の発生を防止するための取組を進める。

⑥組合員サービス

組合員ニーズの把握に努め、相続対応や地域活動のサポートなど組合員の目線に立ったサービスを提供するとともに、施業提案に併せて森林保険の加入促進を図る。また、施業集約化を通じて非組合員に対して組合への加入を勧め、組合員の拡大を図る。

⑦広報活動

ホームページの作成や組合広報誌の発行、マスメディアの活用などを通じて、組合員はもとより広く社会に対して、森林組合系統が取り組む社会貢献活動や、地域の森林整備および地球温暖化対策等森林の多面的機能の発揮への貢献等についてわかりやすく広報する。



<成果指標>

全国統一成果指標：

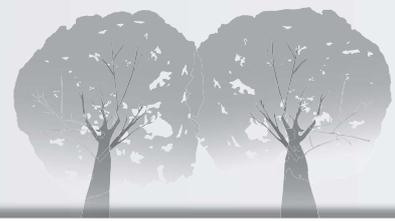
常勤代表理事、森林組合監査士資格取得者数、森林保険契約面積、事業利益、経常利益、当期剰余金

県森連・森林組合成果指標例：

組合合併、職員の役員登用、女性の役員・管理職・各種委員の登用、役員定年制の導入、専門家監事の登用、コンプライアンス研修の開催、現場技能者数、労働災害防止への取組など

実践上のポイント

- ※全国版の運動方針で定めた取組項目をそのまま実行するのではなく、各県森連・森林組合において、環境分析を踏まえてそれぞれの項目の意義・必要性を協議の上、内容を修正・追加するなど自組織にあった系統運動を策定する。
- ※全国統一成果指標については、全森連において集計・分析を行い、レーダーチャートを作成するなどフィードバックを行う。
- ※県森連・森林組合ごとの成果指標については例示に留め、各県域で現状分析を踏まえて、自主的に定めることを基本とする。

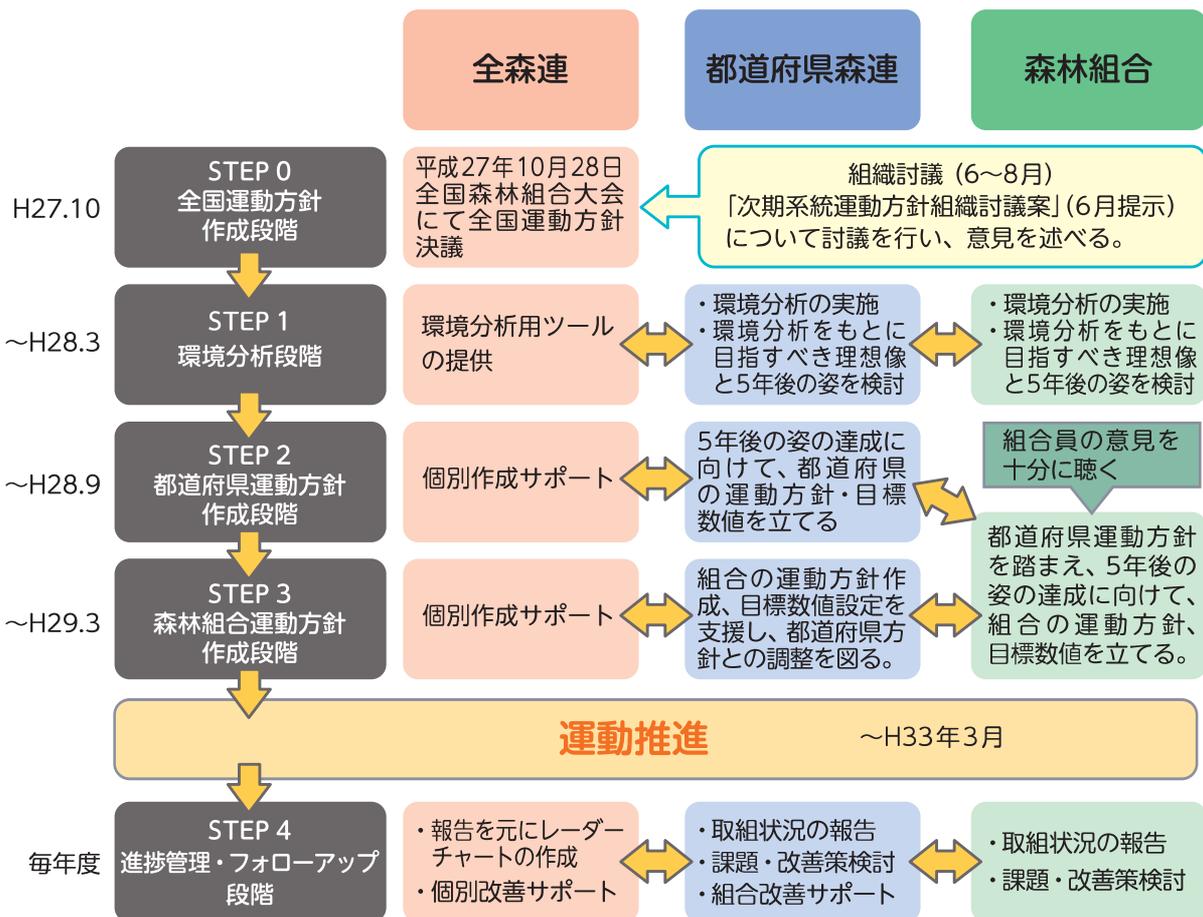


1 運動推進体制

- ・全国運動方針をもとに、県森連・森林組合それぞれにおいて運動方針を作成し、実行・進捗管理を行う。
- ・都道府県段階では、都道府県運動推進委員会等（既存の同様の会議体でも可）において、都道府県運動方針の推進を行うほか、各森林組合の運動方針の進捗管理、推進支援を行う。
- ・全国段階では、全国運動推進委員会において、全国運動方針の推進を行うほか、各都道府県運動方針の進捗管理、推進支援を行う。

2 運動の進め方

《段階別フローチャート》



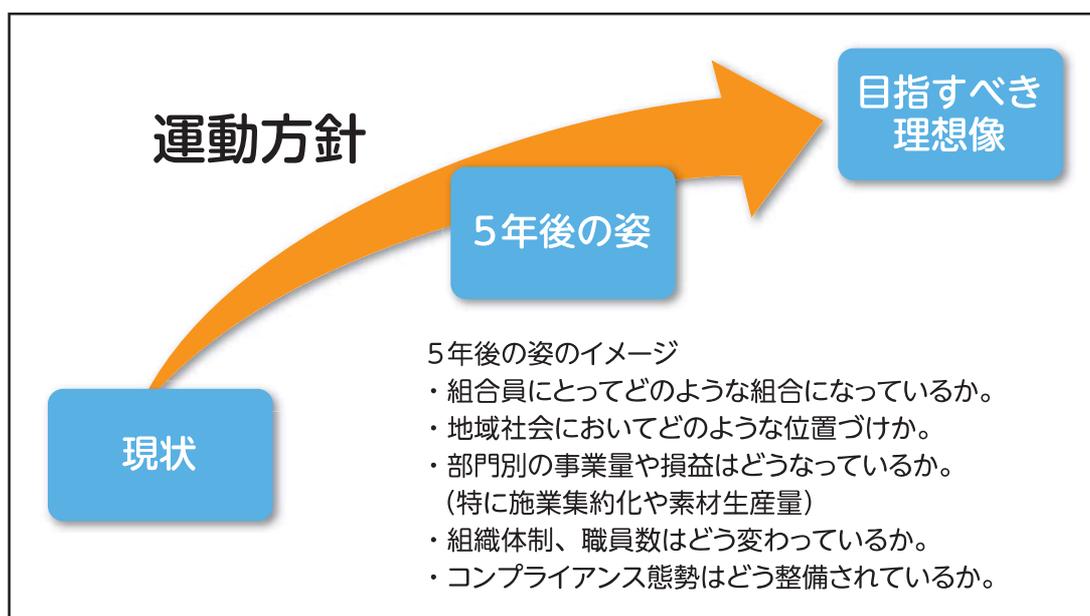
STEP 1 環境分析段階（遅くとも28年3月まで）

・運動が形式的なものにならないよう、県森連レベル、組合レベルで環境分析に取り組む。

- ①外部環境（社会情勢、需要動向）⇒機会・脅威の把握
- ②内部環境（経営状況、組織体制、組合員基盤）⇒強み・弱みの把握
- ③これまでの系統運動の成果、課題

※環境分析については、全森連から別途提供するツールを用いるほか、各地域の実情に応じた独自の方法で実施して構わない。また中期経営計画の策定等で、すでに十分な環境分析を行っている場合は、その結果を活かしてよい。

・環境分析をもとに、自組織の目指すべき姿を描いた上で、5年後（平成33年3月）の到達点を設定する（下図）。



STEP 2 都道府県運動方針作成段階（遅くとも28年9月まで）

- ・環境分析の結果を踏まえて、STEP1で設定した5年後の姿を実現するための具体的な戦略・方針を立てるとともに、成果指標に対する目標値を設定する。
- ・県単独で考えるだけでなく、全国・ブロック単位で、指導部門・販売部門などそれぞれの担当者等が集まる場で協議することで質の向上を図る。

STEP 3 森林組合運動方針作成段階（遅くとも29年3月まで）

- ・各都道府県運動方針を基本としつつ、各組合の環境分析の結果を踏まえた方針を策定する。また、作成に当たっては組合員の声を十分に聴く。
- ・県森連は各森林組合の目標値を集計し、都道府県全体としての目標数値を設定し、全森連に報告する。なお、各森林組合の目標値が、地域・組織の実情や県全体の方針に合わない場合は、適宜調整を行う。

※STEP 2と同時並行で検討を進めても可。

※県森連は、各組合の運動方針および目標値を取りまとめ、県森連の運動方針と併せて、全森連に報告する。

IV. 運動推進要領

STEP 4 ▶ 進捗管理・フォローアップ段階

- ・年度ごとに取組状況を報告する。数値だけの報告だけでなく、運動の成果や実践上の課題、次年度以降の対応策についても報告する。全森連は報告を受けて、組合ごとのレーダーチャートを作成する他、自ら改善を行うことができるためのツールを提供する。
- ・県森連は、進捗状況や課題について、組合常勤役員・幹部職員だけでなく、担当者向けの会議等の場でも共有をはかり、運動方針の定着を図る。また、全国・ブロック単位の会議の場でも、進捗状況を報告・共有し、今後の進め方について意見交換を行う。
- ・併せて、全森連において予算や法律改正など運動推進に必要な措置を林野庁に要請する。

実践上のポイント

- ※これまでの運動方針の反省を踏まえ、環境分析を十分に実施した上で、自組織に合った運動方針を策定する。
- ※中期経営計画の策定を進め、系統運動と目標や方向性を連動させる。
- ※県森連は、森林組合の運動方針の作成や進捗管理を支援し、都道府県全体で、運動に対する意識醸成を図る。
- ※全森連は、普及パンフレットの作成、優良事例の紹介、ワークシートの提供など系統運動の推進に必要な措置を行い、県森連の運動推進をサポートする。

JForest 森林・林業・山村未来創造運動のイメージ図

系統運動を通じて、地域の実情に応じた林業経営および森林管理の理念・方針を確立し、以下3点を実現することを目指す。

1. 効率的かつ安定的な林業経営による、組合員の経済的利益の向上
2. 林業・関連産業の活性化による、地域社会の活力創造
3. 森林の持つ多面的機能の高度発揮による、国民生活への貢献

成果

I. 施業の集約化と先進技術の活用等による効率的な事業基盤の整備

<内容>

組合員の森林を軸として、施業の集約化と先進的な技術の活用等に取り組むことで、造林・生産コストの低減を進め、持続的かつ効率的な事業展開を目指す。

<取組内容>

施業集約化の推進、認定森林施業プランナー育成、生産性の向上と低コスト林業、再生林の確実な実施、行政機関との連携、安定財源の確保

II. 系統のスケールメリットを活かした国産材安定供給体制の構築

<内容>

Iによる事業基盤を活かして事業量を拡大する。特に木材生産については、製材工場等の需要者が求める素材を県内または県域を越えて安定供給することで、量の力を活かして価格交渉力を高め、組合員の経済的利益の向上を実現する。

<取組内容>

消費者対策、需要者ニーズへの対応、系統材のとりまとめ

III. 組合員・社会に信頼される開かれた組織づくり

<内容①>

組合員が求めるサービスを効率的に実施し、組合員の経済的利益の向上を追求することを主眼に置いて事業を進める。また、社会に対しても、森林の多面的機能の発揮等に係る森林組合の貢献について広く理解を得られるよう情報発信を行う。

<取組内容①>

広報活動（ホームページの作成、広報誌の発行、マスメディアの活用）

<内容②>

組織体制の強化を図り、経営に当たっては、法令のみならず幅広く社会規範を遵守するとともに、組合員に対する透明性が確保されるよう取り組む。

<取組内容②>

コンプライアンス態勢の強化、組織体制確立、組合経営動向の点検・フォロー、人材育成、現場技能者の地位向上・安全対策、組合員サービス

IV. 運動推進要領

JForest 森林・林業・山村未来創造運動

成果指標集計様式(森林組合用)

森林組合

成果指標		現状 27年度	28年度 実績	29年度 実績	30年度 実績	31年度 実績	32年度 実績	32年度 目標値	備考	
基本情報	職員数(現場技能者除く)(人)								◇	
	管内民有林面積(ha)								◇	
	うち組合員所有面積(ha)								◇	
項目1	森林経営計画策定面積(ha)								◇	
	森林施業プランナー認定者数(人)								◇	
	新植面積(ha)								◆	
	間伐面積(ha)	(切捨)								◆
		(利用)								◆
	主伐面積(ha)								◆	
(追加項目)										
項目2	素材生産量(m ³)	(主伐)							◆	
		(間伐)							◆	
	素材生産量のうち 連合会を通じた販売量(m ³)								◆	
	(追加項目)									
項目3	代表理事の常勤化								◇	
	森林組合監査士資格取得者数(人)								◇	
	森林保険年間契約面積(ha)								◆	
	事業利益(千円)								◆	
	経常利益(千円)								◆	
	当期剰余金(千円)								◆	
(追加項目)										

注：代表理事の常勤化については、組合長が常勤となっている場合◎、組合長以外の理事のみの場合○を記載してください。

注：◆の項目は当該年度実績、◇の項目は当該年度末時点の数値を記入してください(各組合の事業年度の基準に合わせて構いません)。

注：追加項目については、県全体あるいは組合独自で任意で取り組む項目を記載してください(2以上の場合は行を追加してください)。

成果指標		現状 27年度	28年度 実績	29年度 実績	30年度 実績	31年度 実績	32年度 実績	32年度 目標値	備考		
基本情報	森林組合数								◇		
	組合職員数(現場技能者除く)(人)								◇		
	管内民有林面積(ha)								◇		
	うち組合員所有面積(ha)								◇		
項目1	森林経営計画策定面積(ha)								◇		
	森林施業プランナー認定者数(人)								◇		
	新植面積(ha)								◆		
	間伐面積(ha)	(切捨)								◆	
		(利用)								◆	
	主伐面積(ha)									◆	
(追加項目)											
項目2	素材生産量(m ³)	(主伐)								◆	
		(間伐)								◆	
	素材生産量のうち 連合会を通じた販売量(m ³)									◆	
	(追加項目)										
項目3	代表理事の常勤化 実施組合数	(組合長)								◇	
		(組合長以外)								◇	
	森林組合監査士資格 取得者数(人)									◇	
		うち連合会								◇	
	森林保険年間契約面積(ha)									◆	
	事業利益(組合数)	黒字組合数									◆
		赤字組合数									◆
	経常利益(組合数)	黒字組合数									◆
		赤字組合数									◆
	当期剰余金(組合数)	黒字組合数									◆
赤字組合数										◆	
(追加項目)											

IV
運動
推進
要領

注：下線部の項目について連合会が実績を有する場合、連合会の数値を加えたものを記入し、括弧書きで内数を記入してください。
 注：◆の項目は当該年度実績、◇の項目は当該年度末時点の数値を記入してください(各組合の事業年度の基準に合わせて構いません)。
 注：追加項目については、県全体で取り組む項目のみ記載してください(2以上の場合は行を追加してください)。



参 考 資 料

-
1. 森林組合活動 21 世紀ビジョン 3rd ステージ
「国産材の利用拡大と森林・林業再生運動」平成 26 年度実績
 2. 森林組合活動 21 世紀ビジョンの全体総括（概要）
 3. 運動方針の検討経過
-

(1) 国産材の利用拡大と流通改革

(単位：千m³)

区分		森林組合					連合会			系統 取扱量 C-D+E	
		林産事業量			販売 事業量 B	合計 (A+B) C	連合会 を通じた 販売量 D	市売 販売量	直送等 契約 販売量		合計 E
		主伐	間伐	計 A							
運動前	21年度 (a)	1,313	2,041	3,354	2,946	6,300	2,124	2,265	877	3,142	7,318
実績	26年度 (b)	2,093	3,202	5,295	3,770	9,065	3,040	2,873	1,532	4,405	10,430
目標	27年度 (c)	1,876	3,764	5,640	4,229	9,869	3,641	3,015	2,198	5,213	11,441
増減率	(b)/(a)	159%	157%	158%	128%	144%	143%	127%	175%	140%	143%
目標比	(b)/(c)	112%	85%	94%	89%	92%	83%	95%	70%	85%	91%

(注) 計の不一致は四捨五入による。

(2) 提案型集約化施業の重点実施と 持続可能な低コスト林業の確立

区分		森林施業 プランナー 研修受講者数 (人)	森林施業 プランナー 認定者数 (人)	森林経営 計画樹立 面積 (千ha)
運動前	21年度 (a)	918	—	—
実績	26年度 (b)	1,559	798	2,435
目標	27年度 (c)	1,677	—	—
増減率	(b)/(a)	170%	—	—
目標比	(b)/(c)	93%	—	—

(注) 森林施業プランナー認定、森林経営計画は運動期間途中での制度化

(3) 組合員、国民の信頼を得る組織・経営の 確立

①組織・経営体制の強化					
期末 組合数	代表理事 常勤化 (組合数)	職員理事登用数		女性理事登用数	
		全体数 (人)	うち連合会 (人)	全体数 (人)	うち連合会 (人)
692	383	75	10	25	2
631	440	77	9	21	1
537	433	197	23	129	6
110%	115%	103%	90%	84%	50%
85%	102%	39%	39%	16%	17%

(注) 期末組合数の増減率・目標比は、(a)/(b)、(c)/(b)の数値

区分		①組織・経営体制の強化					②認定・資格取得			
		役員定年実施数		専門家監事登用数		内部監査 実施 組合数	中核組合 認定 (組合数)	体制評価 認定 (組合数)	森林組合監査士	
		全体数 (団体)	うち連合会 (団体)	全体数 (人)	うち連合会 (人)				全体数 (人)	うち連合会 (人)
運動前	21年度 (a)	74	1	43	9	52	296	4	269	182
実績	26年度 (b)	100	6	47	12	80	301	9	349	218
目標	27年度 (c)	157	2	164	23	115	339	72	601	258
増減率	(b)/(a)	135%	600%	109%	133%	154%	102%	225%	130%	120%
目標比	(b)/(c)	64%	300%	29%	52%	70%	89%	13%	58%	84%

I. 森林組合系統運動の経過

平成12～16年度 森林組合活動21世紀ビジョン

～ふるさと森林再生・地域材需要創出運動の展開～

- ・森林管理体制の確立と「ふるさと森林再生運動」の展開
- ・「地域材需要創出運動」の展開による国産材の復権
- ・広域合併の推進と未来指向型組織への脱皮

平成15～17年度 森林組合改革プラン

- ・組織改革
- ・事業改革
- ・系統組織力の発揮

平成18～22年度 森林組合活動21世紀ビジョン2ndステージ

～環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動～

- ・施業共同化プロジェクト
- ・国産材安定供給プロジェクト
- ・経営革新プロジェクト

平成23～27年度 森林組合活動21世紀ビジョン3rdステージ

～国産材の利用拡大と森林・林業再生運動～

- ・国産材の利用拡大と流通改革
- ・提案型集約化施業の重点実施と持続可能な低コスト林業の確立
- ・組合員、国民の信頼を得る組織・経営の確立

II. 15年間の主な成果と課題

1. 森林管理体制の確立

(1) 成果

- ・提案型集約化施業の取組が定着し、森林施業プランナーの育成が進んだ。平成24年度には認定制度を創設し、平成26年度までに全都道府県で認定者が誕生。また、全国レベルのみならず、都道府県単位でのプランナー育成研修が充実し、平成26年度には26県において研修が実施された。
- ・「森林境界明確化促進事業」が平成21年度に実現し、境界明確化が一定程度進むとともに、境界明確化の仕様の標準化が進んだ。
- ・不在村森林所有者対策として「ふるさと森林相談会」を毎年度継続実施。

参 考 資 料

(2) 課 題

- ・森林所有者の世代交代により連絡先不明の森林所有者が増加。森林境界明確化が非常に困難な状況となる。
- ・長期施業受委託契約が森林経営委託契約に、森林施業計画が森林経営計画と変わったが、取組実績に地域差が見られる。
- ・新植面積の減少により、齢級構成が高齢級に偏る。
- ・森林整備に係る予算の減少が進む。

2. 国産材の安定供給、需要創出

(1) 成 果

- ・資源の成熟化、高性能林業機械の導入等により林産事業量が大幅に拡大。
(素材生産量：平成12年度283万 m^3 ⇒平成25年度452万 m^3)
- ・従来の市場を通じた販売に加え、大型工場等への直送販売が進展。県森連が窓口となり大型工場と協定を締結。一部地域では、県域を越えたブロック単位での安定供給が開始。
- ・全森連と全木連が共同で、‘ウッドファースト社会’の実現に向けた行動宣言を採択。
- ・平成22年度に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が実現。また、平成25年度には木材利用ポイント制度が開始され、木材活用が進んだ。
- ・国産材合板および集成材等への供給が拡大。また、CLT、木質バイオマス発電など新たな需要に対する木材供給が始まる。併せて、中国、韓国向けの輸出が拡大。

(2) 課 題

- ・新設住宅着工戸数が100万戸を割り込み、A材の需要が低迷。結果として木材価格が上昇しない傾向が続いている。公共建築物の木材利用については、都道府県や市町村の方針に左右される状況。
- ・大型工場の受入停止等により、材の売り先が無くなるが発生。
- ・木材生産は森林所有者の経営マインドに左右され、定時定量の材の供給の実現には至っていない。
- ・森林組合や県森連が運営する加工工場の経営不振。

3. 組織体制強化

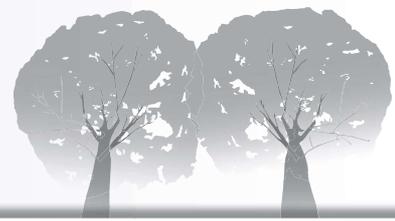
(1) 成 果

- ・広域合併が進み、平成27年4月1日現在で629組合。森林組合活動21世紀ビジョン当初に掲げた600組合体制に近づく。
- ・平成26年度末で代表理事常勤化の実施組合数が440、役員定年制導入組合数が100となり一定程度進展。
- ・森林組合監査士や認定森林施業プランナーなど高度な技術を持つ職員が増加。

- 
- ・「緑の雇用」（平成14年度～）により現場技能者が拡充、若年齢化。森林作業道の作設や高性能林業機械の運転操作など技術力が向上。
 - ・森林組合CI「JForest」および森林組合綱領の制定、定着。

(2) 課題

- ・コンプライアンスマニュアルの制定等コンプライアンス態勢強化を進めたものの、森林組合システムの信頼を揺るがす不祥事が度々発生。
- ・労働災害発生数が高止まり。建設業等の他産業と比較して労働安全対策が進んでいない。
- ・組合員数が減少。（平成12年度167万人⇒平成25年度155万人）
- ・依然として赤字組合が一定程度存在。
事業赤字：平成12年度343組合（30%）⇒平成25年度125組合（20%）
経常赤字：同202組合（18%）⇒同88組合（14%）
当期欠損金：同195組合（17%）⇒同88組合（14%）



平成27年

- 3月27日 第1回森林組合系統運動方針案作成専門部会
[次期系統運動方針骨子の検討]
- 5月22日 第2回森林組合系統運動方針案作成専門部会
[次期系統運動方針組織討議案の検討]
- 5月27日 平成27年度第1回森林組合活動21世紀ビジョン運動推進委員会
[次期系統運動方針組織討議案のとりまとめ]
- 6月 5日 平成27年度全森連第1回理事会
[次期系統運動方針組織討議案の決定]
- 6月18日 都道府県森連代表者会議
[次期系統運動方針組織討議案の承認]
- 6月19日 系統協議の開始
[連合会、森林組合段階で次期系統運動方針組織討議案の討議]
[全森連において全国3ブロック、13領域に対して16回出講]
- 8月21日 各都道府県での組織討議結果のとりまとめ、全森連へ報告
- 8月28日 都道府県森連指導担当部課長会議
[組織討議結果を踏まえた次期系統運動方針（案）の協議]
- 9月28日 平成27年度第2回森林組合活動21世紀ビジョン運動推進委員会
[次期系統運動方針（案）の協議]
- 9月30日 21世紀ビジョン運動推進委員会座長から全森連会長に対する
次期系統運動方針（案）の答申
- 10月 1日 都道府県森連代表者会議
[次期系統運動方針（案）の答申に関する報告]
- 10月 8日 平成27年度全森連第4回理事会
[次期系統運動方針案の決定]
- 10月28日 第28回全国森林組合大会
[次期系統運動方針の決議]